

官報

号外 昭和二十四年四月二十七日

第五回 参議院會議錄第十九号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)午前
十時十二分開議

議事日程 第十八号

昭和二十四年四月二十六日

午前十時開議

第一 海外残留同胞引揚促進に関する決議案(紅露みつ君外十九名発議)(委員会審査省略要求事件)

第二 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 炭鉱向け機械代金支拂促進に関する決議案(委員長報告)

第四 愛知い物公館設置に関する決議案(委員長報告)

第五 中小企業金融庫設置等に関する決議案(委員長報告)

第六 中小企業診断制度実施に関する決議案(委員長報告)

第七 中小工業振興に関する決議案(委員長報告)

第八 中小企業金融特殊機関設置に関する決議案(委員長報告)

第九 中小企業の資金わく増加等に関する決議案(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朝議を省略いたします。

昨二十五日内閣から左の議案を提出した。

食糧管理法の一部を改正する法律案

国立公園法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案

公証人法等の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

傳染病予防法の一部を改正する法律案

國立公園法の一部を改正する法律案
厚生委員会に付託
食糧管理法の一部を改正する法律案
農林委員会に付託
船舶公團法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を農林委員会に付託した。

競馬法の一部を改正する法律案(早稲田柳右エ門君外十五名提出)

競馬法の一部を改正する法律案(原健三郎君外六名提出)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方配付税法の特例に関する法律案

貿易特別会計法案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和二十一年度歳入歳出決算、昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方配付税法の特例に関する法律案

貿易特別会計法案

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

日本人の移民についての質問主意書(北條秀一君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

通信委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第一号

建設委員会請願審査報告書第三号

建設委員会請願特別報告第三号

建設委員会陳情審査報告書第一号

建設委員会陳情特別報告第一号

大蔵委員会請願審査報告書第一号

大蔵委員会陳情特別報告第一号

大蔵委員会陳情審査報告書第一号

大蔵委員会陳情特別報告第一号

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案可決報告書

〔第十号参照〕

上田鐵雄專門学校單科大学昇格に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月二十六日

矢野 西雄

参議院議長松平恒雄殿

上田鐵雄專門学校單科大学昇格に関する質問主意書

わが國は世界屈指の纖維工業國として夙に定評あり、纖維製品は久しくわが輸出貿易の大宗であつたが、戦後國民經濟の再建は特に斯業の振興に俟つべきものが多い。

しからば、斯業に対する技術的指導の最高学府として、少くとも一箇の理想的纖維綜合大學を設置すべき

官報号外 昭和二十四年四月二十七日

参議院會議錄第十九号 議長の報告

質問主意書及び答弁書

は、ひとり経済政策上のみならず、新学制実施等の文教的見地より観るも、喫緊の要務でなければならぬ。

既に理想的纖維綜合大学の設置が國家喫緊の要務に属するとすれば、文部省が平先纖維專門學校を設置したる上田市にこれを設置するが理論的に妥當なるのみならず、経済的にも捷徑でなければならぬ。この故に、長野縣議會は昨春以來、三回にわたつて上田纖維專門學校を單科大学として昇格をせしむべきこと、及びこれがためには長野縣としても一切の便宜を提供すべきことを議決し、本院並びに衆議院の文教委員会もまた、第二回國會において、満場一致をもつて同校單科昇格の請願を採択したのであつた。しかるに、自來今日に至るまで、まさに一ヶ年に垂んとするにかかわらず、いまだその実現を見るに至らざるは、われわれの瞭解に苦しむところである。

よつて、左記四項の質問を提起し、これに対し、文部当局の具体的にして明快なる御答弁を要請する。

左記

一、文部当局は上田纖維專門學校を單科大学として昇格せしめ、以て理想的纖維綜合大学を設置するの意志ありや否や。もしその意志なしとすれば、その理由如何。

に水産大学、商船大学等の設置が決定せられたる以上、纖維工業國たるわが國として一箇の纖維大学をもたざるべからざるは自明の理に属する。しかば、國立新制大学の発足と同時に、上田纖維專門學校を單科大学として昇格せしむべきは、これまた實を俟たぬところである。

文部当局はこの際同校の單科昇格を断行するの意志ありや否や。

從らに問題の解決を導引して、地元縣民をして陳情請願を繰返さしむるは、取りも直さず、政治の貧困を意味するものにして、當局の責任重且つ大なりと考えられるが、これに対する文部当局の所見如何。

一、文部事務當局は、該件がまだ大臣の正式決裁を得ないにもかかわらず、いな、大臣が大臣個人としては、賛意を表し、その実現を希望せられしにもかかわらず、大臣の意向を尊重し、願ふことななく、夙に絶対反対を表明し、敢て譲らざるは、そもそも如何なる権限に基くや。決議權は大臣にありや、將又事務當局にありや。文部事務當局は、民主政治を如何なるものと思惟するや。

一、上田纖維專門學校の單科昇格の可否は、大學設置委員会に附議し、その答申を俟つて、決裁せらるべきものと聞く。

しかるに、文部事務當局がいまだ同委員会において決定せざる以前において絶対反対を表明して憚らざりしは、同委員会を無視したるにあらずんば、その答申の内容を予断したものといわねばならぬ。

文部当局は大學設置委員会を如何なるものと思惟するや。大學設置委員会の性格如何。

内閣参事第四一號

昭和二十四年四月五日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員矢野西雄君提出上田纖維專門學校單科大學昇格に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員矢野西雄君提出上田纖維專門學校の單科大學昇格に関する質問に対する答弁書

昭和二十四年度から新制大學を完足させるについては六・三制の完全実施の必要經費の計上も困難なる情勢から見て新制大學実施に要する予算措置は若し各學校の希望する通りに單科大学で計画するとすれば國費の支出過大となり実施不可能であると考えたので、一府縣一國立大學設置の原則を樹て、特に人口稠密、地域の廣大、高等專門學校数の多さ等による教地方の例外を除いてこの方針によることとした。

一、理想的纖維綜合大學設置の趣旨は結構であるがこれがためには現在の纖維專門學校の教員組織、施設等相当拡充せねばならず年々支出の経費も非常にかさむことであり今日國立學校の全般的轉換の際に於いては、他との均衡上甚だ困難である。

專門學校が新制大學となる場合には全面的に教員組織、施設等の拡充を必要とするが特に一般教養學科の部面に於ては少なからず充實を要しこの点から見ても單科大学とするには極めて困難な事情もある。上田纖維專門學校についても他の東京纖維專門學校及び京都纖維專門學校の場合と同様に他の學校と合併し綜合信州大學の一學部として主として専門部面（纖維學部）を担当することがこの際より適切な措置と考へる。

一、水産大學や商船大學が單科大学として設置されようとしているがこれは他省所管と云う特殊事情もあり目下文部省としても關係方面に折衝し一定期間を限り他省の所轄とする話合い中でありこれをもつて單科大学の設置を一般化する理由にはならない。

一、大學設置委員会としては文部大臣の諮問に対して大學設置の可否を審議しそれを答申するのを任務とするもので國立大學の場合は文部省に於いて当該學校その他關係方面と協議し大學設置の具体案を作成してしかる後大學設置委員会に諮問することになつてゐる。

農地改良費に関する質問主意書右の質問主意書を國會議法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月二十六日 小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

農地改良費に関する質問主意書日本の農地は六〇%以上が改良すれば二毛作も出来、食糧増産になるが、政府は農地改良費は今回はケツル様子で困る、生産中にも食糧増産は第一におくべきであるが意見を聞き、農相は農業經營の実体につき何んと考へらるるか

右質問に対し速かなる答弁を要求する。

内閣参事第四三號

昭和二十四年四月五日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出農地改良費に関する質問に対し、別紙答弁を添付する。

参議院議員小川友三君提出農地改良費に関する質問に対する答弁書農業經營の合理化の見地から、土

地政良事業が重要な地位を占めることは、政府もつとに認識している所であるが、日本経済の再建と自立達成のためには、経済九原則の厳格な実行が絶対的な要諦であり、この見地から昭和二十四年度予算における公共事業費の削減も既に已むを得ない次第となつた。昭和二十四年度は一般土地改良について農民の組織する組合に対する補助金が原則として打ち切られたのであるが公共性の強い大規模な用排水幹線改良事業等の國營又は都道府縣營事業に対しては、或程度予算が計上されているのでこれら予算の有効利用を図るとともに

に、金融その他に關し極力努力した。各都道府縣水害対策費に關する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。
昭和二十四年三月二十六日
小川 友三
參議院議長松平恒雄殿
各都道府縣水害対策費に關する質問主意書
昭和二十三年度各都道府縣に對し政府が支出したる水害復旧費を別々

に数字に示し発表を乞ひ、なお、昭和二十二年分も御示しを乞ひ、又、昭和二十四年度の予算予想額も各別に発表を乞ひ、更に水害対策の処見を問う。
右質問に對し速かなる答弁を要求する。
内閣參事第四二二號
昭和二十四年四月五日
内閣總理大臣 吉田 茂
參議院議長松平恒雄殿
參議院議員小川友三君提出各都道府縣水害対策費に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出各都道府縣水害対策費に關する質問に對する答弁書
昭和二十三年度及び昭和二十二年各都道府縣に對し政府が支出した水害復旧費補助は別冊の通りである。昭和二十四年度公共事業の予想は概ね五百億圓程度の見込であつてこれを昭和二十三年度公共事業費当初四百百拾五億圓に追加額六拾億圓合計四百九拾五億圓なることに比すれば昭和二十四年度において災害復旧費を最重点に考へるものとしても著しい増額は期待出来ない。

一方昭和二十三年に喫緊した公共土木施設の被りたる災害土木費は四百七拾余億圓、農林災害費九拾七億圓、河港灣災害費三十二億圓の巨額に達する大災害であるから昭和二十四年度の五百億圓程度の公共事業の範圍内では次期出水対策として充分なる措置の講じ得ないことは論を俟たない。
よつて今後の水害対策としては極限された工事費をもつて重要被害箇所から復旧を重点的に促進し水害の防止軽減に最大の効果を期することとを主眼とする。

昭和二十三年度災害対策費		林野關係災害補助額		水害關係災害補助額		港灣關係災害補助額		計	
縣名	災害土木費補助額	林野關係災害補助額	水害關係災害補助額	港灣關係災害補助額	計	港灣關係災害補助額	計	計	計
北海道	三六、四三〇、〇〇〇	五、六六、六八八	三八、五〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四六、四三六、六八八	四、〇〇〇、〇〇〇	五〇、四三六、六八八	四六、四三六、六八八	五〇、四三六、六八八
青森	五、六六、四三〇	一九〇、七三〇	一、三三〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	九、四〇〇、〇〇〇	二六、四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	二六、四〇〇、〇〇〇
岩手	四、〇〇〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、三三〇、〇〇〇
宮城	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
秋田	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
山形	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
福島	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
茨城	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
栃木	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
群馬	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
埼玉	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
千葉	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
埼玉	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
東京	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
神奈川	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
新潟	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇
山梨	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	四、六六〇、〇〇〇

合	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	福	三	愛	靜	岐	石	富	長
計	兒	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	歌	良	庫	阪	都	賀	井	重	知	岡	早	川	山	野
八、九、九、三、八、〇〇〇	七、九、九、九、九、〇〇〇	一〇、八、八、八、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	七、九、九、九、九、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇	八、〇、一、三、八、〇〇〇
四、一、四、																														

道府縣名

昭和二十二年度災害対策費

災害土木費補助
額耕地関係災害補
助額林野関係災害補
助額水産関係災害補
助額港湾関係災害補
助額

計

北海道	10,600,000	35,000,000	—	—	2,000,000	3,600,000
青森	5,400,000	19,800,000	2,390,000	—	—	7,500,000
岩手	8,800,000	21,900,000	7,900,000	—	—	2,500,000
宮城	8,100,000	3,600,000	2,000,000	—	—	2,600,000
秋田	15,800,000	5,300,000	1,800,000	—	—	2,500,000
山形	10,000,000	8,800,000	9,100,000	—	—	1,000,000
福島	3,900,000	8,800,000	1,200,000	—	—	—
茨城	3,700,000	3,600,000	1,600,000	—	—	—
栃木	6,800,000	7,800,000	3,500,000	—	—	—
群馬	7,000,000	5,800,000	4,000,000	—	—	—
埼玉	3,000,000	5,500,000	2,300,000	—	—	—
千葉	2,000,000	6,100,000	—	—	—	—
東京	8,000,000	4,500,000	1,500,000	—	—	—
神奈川	8,000,000	5,300,000	1,300,000	—	—	—
新潟	9,900,000	4,900,000	—	—	—	—
富山	5,500,000	10,100,000	4,000,000	—	—	—
石川	3,500,000	3,900,000	1,300,000	—	—	—
福井	7,700,000	5,500,000	6,200,000	—	—	—
山梨	3,800,000	3,800,000	6,500,000	—	—	—
長野	3,000,000	3,500,000	7,300,000	—	—	—
岐阜	3,000,000	3,900,000	—	—	—	—
静岡	3,300,000	2,400,000	1,500,000	—	—	—
愛知	2,700,000	7,800,000	—	—	—	—
三重	1,900,000	3,600,000	1,800,000	—	—	—
滋賀	7,000,000	2,300,000	—	—	—	—
京都	3,300,000	1,300,000	—	—	—	—
大阪	5,400,000	9,000,000	—	—	—	—
兵庫	3,900,000	6,300,000	1,900,000	—	—	—
奈良	4,000,000	6,500,000	9,100,000	—	—	—
和歌山	4,300,000	3,800,000	5,100,000	—	—	—
計						

官報号外

昭和二十四年四月二十七日

参議院會議録第十九号 質問主意書及び答弁書

鳥取	二四、六八、二〇〇	八、七九、三三三	一、三三、〇〇〇	八、二四、〇〇〇	一、三三、〇〇〇	八、二四、〇〇〇
島根	二九、四六、〇〇〇	六、九八、九〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇
岡山	五〇、四六、一〇〇	二七、三三、一〇六	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇
広島	三〇、〇〇、〇〇〇	九、八六、六五五	三、三九、四四四	三、三九、四四四	三、三九、四四四	三、三九、四四四
山口	二四、五〇、〇〇〇	五、八七、七八八	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇
徳島	二九、六六、〇〇〇	九、五八、八六六	二、八四、四四四	二、八四、四四四	二、八四、四四四	二、八四、四四四
香川	五、八六、九〇〇	一五、一〇、一〇七	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
愛媛	六、三〇、〇〇〇	二九、九八、三三八	五、〇六、三三三	五、〇六、三三三	五、〇六、三三三	五、〇六、三三三
高知	三〇、八六、九六六	六、六六、七〇〇	一、四六、五〇〇	一、四六、五〇〇	一、四六、五〇〇	一、四六、五〇〇
福岡	六、七四、四〇〇	二九、三三、一〇五	四、七四、五〇〇	四、七四、五〇〇	四、七四、五〇〇	四、七四、五〇〇
佐賀	八、三三、一〇〇	三、五〇、五〇〇	三、四、六六六	三、四、六六六	三、四、六六六	三、四、六六六
長崎	三、〇〇、〇〇〇	四、八六、三三三	五、六六、六六六	五、六六、六六六	五、六六、六六六	五、六六、六六六
熊本	九、四〇、〇〇〇	一三、七六、八一一	四、八六、〇〇〇	四、八六、〇〇〇	四、八六、〇〇〇	四、八六、〇〇〇
大分	四、五八、二〇〇	一七、八〇、九六六	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇
宮崎	三、五八、二〇〇	二七、五八、四四四	一、三六、一〇〇	一、三六、一〇〇	一、三六、一〇〇	一、三六、一〇〇
鹿児島	一四、六六、二〇〇	二八、四四、三三三	三、九八、三三三	三、九八、三三三	三、九八、三三三	三、九八、三三三
合 計	二、四九、五八、二五五	一、三九、八〇、五七七	二、六六、八〇、三三三	二、六六、八〇、三三三	二、六六、八〇、三三三	二、六六、八〇、三三三

行政整理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年三月二十六日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

行政整理に関する質問主意書

一、政府は予算の都合上大巾の行政
整理をするを發表しておるが、失
業者の立場を考慮し失業後最低限
度の生活が出来るかいなかを重点
的に考えおるか、如何。

二、失業後、商業又は他業に直に轉
向し得る人を中心に行政整理すべ

きであるが之の統計的調査の御答
弁を乞う。
右質問に対し速かなる御答弁を要求
する。

内閣参事第四五号

昭和二十四年四月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出行政整理
に関する質問に対し、別紙答弁を送
付する。

参議院議員小川友三君提出行政整
理に関する質問に対する答弁書
一、政府においては、経済九原則の

趣旨に則り予算の均衡を図るため
行政機構の簡素化及び政府職員
の整理を断行し、簡素強力な行政上
の態勢を樹立したい意向である
が、この実施に伴つて生ずる退職
者の失業対策については、あらゆる
努力を傾注する所存である。す
なわち、行政整理によつて退職す
る者に対しては、一般の失業対策
の一環として職業安定機関の機能
を十分に発揮せしめ、民間企業へ
の就職をでき得るかぎり円滑にな
し得るよう考慮する外、更に失業
保険制度の拡充、知識層失業應急
事業の設定等各般の適切な措置を

講ずることとした。

二、今回の行政整理に当り退職後に
おいて直ちに商業等他業に轉向し
得る人を整理することは、失業對
策の上からみて極めて望ましいこ
とであるがその数的資料について
は遺憾ながら調査困難である。

労働者年金保険福祉施設資金に関
する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年三月二十九日

飯井 伊介

参議院議長松平恒雄殿

労働者年金保険福祉施設資金に関
する質問主意書
一、標記資金融通規程及び同資金の
名称が変更されて居れば、その名
称

二、資金を管理する官廳名

三、現在の資金額と、その内訳

四、資金融通先（地方公共団体、健
康保険組合等、事業主、その他別
金額及びその施設種目

右質問に対し文書答弁を求める。

内閣参事第四四号

昭和二十四年四月五日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員堀井伊介君提出労働者年金保険福祉施設資金に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀井伊介君提出の労働者年金保険福祉施設資金に関する質問に對する答弁書

一、労働者年金保険福祉施設資金融通規程（昭和十八年十一月十日大蔵、厚生省令第一号）及び同資金の名称は、いまだ変更されてないもので、近省令を改正の上、名称を変更することに致しておりません。

二、厚生年金保険の積立金及び余裕金を管理する官廳は大蔵大臣であります。しかし、福祉施設資金の融通につきましては、大蔵大臣と厚生大臣との協定によりまして、その具体的な融通先と各融通先に對する資金割当の決定は厚生大臣に一任せられてゐるのであります。

三、昭和二十四年二月末現在の積立金と余裕金の總額は八十六億八千七百三十九万五千七百六十四円四銭であります。この内、積立金は五十五億四千一百五十三万九千八百四十四円四銭であります。これは厚生保険特別会計法第十三條の規定により國債を以て保有するか、又は大蔵省預金部に預入して、これを運用することができ

ことになつておりまして、現在は全部預金部の預金となつております。その内訳は普通預金が百円、定期預金が四十二億八千八百六十六万九千二百四十四円、大蔵省預金部資金として國債に運用せられたものが十億三千三百八十八万七千五百四十円、社債に運用せられたものが二億五十六万一千五百一十四円五十銭、福祉施設資金として融通せられたものが一千九百一十二万八千九

百円であります。

次に、厚生保険特別会計法第十二條の規定によりまして、大蔵省預金部に預入しております余裕金は三十一億四千五百八十五万五千九百四十六円四十銭でありまして、この内訳は普通預金が二千三百二十七万六千六百二十五円四十銭、定期預金が三十一億二千二百五十七万九千三百一十一円となつております。

四、資金融通先別金額及びその施設別金額は別紙の通りであります。

融通先	融通金額	施設別内訳
社会保険協会	一、三二〇、〇〇〇	診療施設 一、〇五〇、〇〇〇 住宅施設 二〇〇、〇〇〇 保健施設 一〇〇、〇〇〇
年金保険厚生園	二、八〇〇、〇〇〇	診療施設 二、八〇〇、〇〇〇
健康保険組合連合会	三、六五〇、〇〇〇	診療施設 三、六五〇、〇〇〇
事業主	一一、三二八、九〇〇	診療施設 二、一七九、〇〇〇 住宅施設 五、三三九、九〇〇 農耕施設 三、六〇〇、〇〇〇 給食施設 一七五、〇〇〇 診療施設 九、六七九、〇〇〇 保健施設 一〇〇、〇〇〇 住宅施設 五、五七四、九〇〇 農耕施設 三、六〇〇、〇〇〇 給食施設 一七五、〇〇〇

計 一九、二二八、〇〇〇

○議長（松平恒雄君）これより本日の會議を開きます。

この際お諮りして決定したいことがござります。法務委員長より、檢察及び裁判の運営等に関する調査のた

員を派遣することに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君）御異議ないと認めます。よつて議員派遣の件は決定いたしました。

○議長（松平恒雄君）去る六日、本院において議決せられた阿波丸事件に基く日本國の請求權の放棄に関する決議に基いてとつた措置の結果について、この際、吉田内閣總理大臣から報告のため発言を求められております。よつて許可いたします。吉田内閣總理大臣。

（國務大臣吉田茂君登壇、拍手）
○國務大臣（吉田茂君）政府は、四月六日の國會の決議に基きまして、米國政府と交渉いたしました結果、四月十四日、米國政府との間に阿波丸請求權の処理のための協定ができたのであります。その内容は大体こういうふうなことであります。先ず、前文におきまして、米國政府は阿波丸の擧沈についてその責任を認め、敵對行動が終結したあと、損害賠償の問題を考慮する用意のあることを保証いたしましたこと、その後、日米兩國政府はこの問題を満足に解決するため努力しつつあつたのであります。が、今回マツカイサー元帥の斡旋によつて協定を締結する運びになつた旨が述べられてゐるのであります。

本文におきましては、（一）日本の占領が開始せられて以來進展した公正な事態を考慮し、又米國政府から受けた援助を多として、日本政府は阿波丸擧沈事件に基く一切の請求權を放棄し、今後これらの請求權は何人が利害關係者であつても完全に消滅するものであるといふこと。（二）この災難で死亡した者の家族及び阿波丸の所有者に對して、日本政府は見舞金を支給するため努力すること。（三）阿波丸事件について米國政府は深く遺憾の意を表し、且つ又死亡者の家族に對して同情の意を表する旨が規定されてゐるのであります。

尚、以上本文に附帶せしめて、日米兩國政府の間の了解事項といたしまして、占領費並びに米國政府から日本に供與された借款並びに信用は日本に取つて有効な債務であり、これらの債務は米國政府の決定によつてのみこれを減額し得るものである旨が規定されたのであります。これは当り前な話であります。併しこのクレジット、或いはいわゆるガリオア、イロア・フアンド、費用と言ひますか、或いは日本に對する棉花その他のクレジットといふようなものが、恰かもアメリカ政府から日本が種々常々無償で以て貰つておるような誤解を與えておりますから、この機会に了解事項として附加したのであります。そして本文及び了解事項のおの／＼に、私が外務大臣として日本政府を代表し、米國政府を代表

して日本関係米國政治顧問シーボルト氏が署名をいたして、これに連合國司令部の最高司令官マッカーサー元帥が認証するという形式がとられたのであります。政府は本協定及び了解事項の全文を速かに発表する所存であり、國會が進んで本件の解決の端緒を開かれましたことは、過去三年半の連合軍占領期間中に米國政府及び國民より受けた甚大な援助に対する我が國民の深い感謝を表現したものであり、政府は阿波丸事件のこのような解決が、今後日米兩國間の友好的關係を一層増進することになるということを信ずるのであります。

尚、前述の通り本協定には、この災難で死亡したものの家族及び船舶所有者の慰藉に関しては特別な規定が設けられてありますが、政府は適当な見舞金を贈るため目下所要の手続を考究中であります。御報告をいたします。

（拍手）

○議長（松平恒雄君） 日程第一、海外残留同胞引揚促進に関する決議案（紅露みつ君外十九名発議）（委員会審査省略要求事件）を議題といたします。本件は、発議者紅露みつ君外十九名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。よつて、これより発議者に対し趣旨説明の發言を許します。紅露みつ君。

海外残留同胞引揚促進に関する決議案

右の議案を國會法第五十六條によつて決議する。

昭和二十四年四月二十三日

発議者

紅露みつ 木内キヤウ
淺岡 信夫 北條 秀一
矢野 西雄 池田宇右衛門
穂積眞六郎 岡元 義人
水久保基作 岩本 月洲
天田 勝正 伊東 隆治
千田 正 木下 源吾
小畑 哲夫 鈴木 憲一
田中 利勝 星野 芳樹
草葉 隆園 細川 嘉六
参議院議長松平恒雄殿

海外残留同胞引揚促進に関する決議案

決議

終戦以來今日まで連合國の積極的な厚意により六百余万の引揚が実施せられたことは、全國民の深く感謝するところである。

しかし、今なお四十数万同胞が國外に残留を余儀なくされている。昨年は、五月六日ソ連地区から引揚第一船の入港をみた。しかるに本年は、まだ引揚再開の予報さえなく、

その引揚何れは全國民の悲痛極まりない關心事である。

この際、われわれは、更に一段の努力と施策をなすことを決意する。政府は、本年度帰還完了を必ず実現するよう緊急に有効な措置をなすとともに、残留者、留守家族に對し、万全の策を採るべきである。

右決議する。

（紅露みつ君發議、拍手）

○紅露みつ君 只今議題となりました海外残留同胞引揚促進に関する決議案の趣旨につきまして弁明申し上げたいと存じます。

先ず、その案文を朗讀いたします。

海外残留同胞引揚促進に関する決議案

決議

終戦以來今日まで連合國の積極的な厚意により六百余万の引揚が実施せられたことは、全國民の深く感謝するところである。

しかし、今なお四十数万同胞が國外に残留を余儀なくされている。昨年は、五月六日ソ連地区から引揚第一船の入港をみた。しかるに本年は、まだ引揚再開の予報さえなく、その引揚如何は全國民の悲痛極まりない關心事である。

この際、われわれは、更に一段の努力と施策をなすことを決意する。政府は、本年度帰還完了を必ず実現するよう緊急に有効な措置をなすとともに、残留者留守家族に對し、万

全の策を採るべきである。

右決議する。

以上が決議案の案文でございます。

海外残留同胞引揚促進について、本院は悲痛なる國民の声を代表し、すでに昭和二十一年六月以來しばしばこれが決議をいたして参つたのであります。而して本日ここに実に四度目の本案を上程しなければならぬことは、深く遺憾に存する次第であります。今更申すまでもなく、連合國側におかれては、我が國民の興隆に應えて絶大な好意を寄せられました結果、終戦當時六百数十万と言われた在外同胞中、すでに六百余万は引揚を終り、残るは主としてソ連地域及び中共地域合せて四十数万となつたのであります。この点に關しましては、連合國側の御努力に對して、この際、國民と共に深く感謝の意を表する次第であります。

ソ連地区の引揚状況を顧みますに、これは滞留すること一ヶ年半の後、即ち昭和二十一年の末から漸く引揚が開始され、翌二十二年十二月までに六十二万五千名、昨二十三年五月から十二月までに二十八万九千名という引揚状況でありまして、誠に遅々たるの感なきを得ないのであります。而も尙、取残された四十万の人々は、遂に四度の冬をあの嚴寒の地に送り迎えしなればならない状態に置かれ、愛する父母は、妻は、子は、兄弟は、と思ふにつけ、抑え難い望郷の念をじつと

耐えて、僅かに「異國の丘」を眺め続けながら、一日千秋の思いで帰還の日を待ち焦れておられることでありました。又中共地区に残された六万の同胞は戰塵尙収まらざる中にあつて、昨二十三年八月以降、帰還の途も全く途絶え、歸國の希望も失われんとするかの中に勞苦を重ねておられるのであります。

一方留守家族の方々は、今年こそは、今年こそはと、夫婦の日を、父帰る日を、さては又我が子の帰還を見るまではと、老いの努力をこの一点に集中した父母たちの願いも、すべて今尙叶わず、せめて残留者の安否だけなりとも明らかにせられたいというたびたびの懇請さえも顧みられず、遂に四年の月日は空しく流れて、ここに引揚最後の年を迎えたのであります。

又さなきだに生活難に喘ぐ敗戦後の社会情勢下に、一家の支柱と頼む人を海外に残すこれら留守家族の方々の大部分の生活状態が、如何に悲惨なものであるかは、ここに喋々するまでもない周知の事実であります。すでに行き着くところまで追詰められたこれらの方々の唯一の希望は、次々に引揚げて來られる人々を見るにつけ、ひとえに頼みとする人の帰る日にかけられておるのであります。申すまでもなく、ボツダム宣言によれば、海外残留者は当然各自の家庭に復帰し、平和的且つ生産的な生活を営む機会を得せしめられ

ると定められてあるにも拘わらず、在
舊ここに至り、望みをかけた最後の年
もすでに五月を目前に控えて、尙今日
のような憂慮すべき状態にあるのであ
ります。今日この頃の留守家族の方々
の焦燥は全く筆舌に盡し難いものがあ
ると存じます。

本院においてなされた最初の決議の
際、私共は、その当時の引揚状況を以
てしては、二十四年の秋ならでは完了
は不可能ではないかと、痛く憂慮した
のであります。然るに現在の情勢にお
いては当時の憂慮が更に進んで、一体
本年中に引揚が完了するであろうかと
いう危惧に変わり、時の経過と共に、い
よいよ心身の勞苦に疲れ果てて行く留
守家族の方々と共に、全國民挙げて沈
痛なる憂いに閉ざされ、今や引揚促進
の声は血の叫びとなつて挙げられつつ
あるのであります。本院におきまして
は、從來この問題に関し深き熱意を以
て、残留者各位が一刻も早く引揚を完
了せらるるよう百方を盡して参つた
のであります。この点につきまして
は内外共に認められておるところであ
ります。これが受入態勢につきまして
も万遺漏なきを期し、上陸地受入準備
視察のためには、先般、在外同胞引揚
問題に関する特別委員会から、委員長
外四名の委員を舞鶴及び函館に派遣
し、視察せしめた結果、舞鶴にお
いては、新粧を終えた病院船高砂丸を
初め、十二隻の輸送船が一切の準備を

終え、命令一下即時出航し得るの状態
にあり、又食糧その他物資の積込も終
え、医療施設も完備し、尙又、舞鶴援
護局内には各縣ことの郷土室も設けら
れ、それらの縣においては代表者が
特にこの地に向ひて、引揚者を迎へ
る手配も整えつつある実情でありま
す。又函館班もすでに視察を終り、同
様受入準備の完了を確認されておりま
す。政府におかれても去る四月四日、
吉田総理大臣は、本議場においてその
施政方針演説中に、在外残留同胞引揚
促進に関して最も明白に決意を述べら
れ、本年中の引揚完了を強く期待して
おられることは皆様御承知の通りであ
ります。

議つてソ連側においても、昨年末、
同國代表部に本院議員が訪問いたしま
した際、引揚中止の原因は、冬季にお
ける天候と、ソ連國內の輸送事情とに
よるものであつて、これ以外には理由
なく、むしろ一日も早く一人残らず帰
りたいと申述べられておるのでありま
す。而も又本年一月中旬、ソ連から飛
行機で輸送されました引揚者を本院が
証人として召喚し、その証言を得たる
ところによれば、ハバロフスク、ナホ
トカ間の鉄道は円滑に運行され、且つ
一月半ばにおいてもナホトカ港は尙凍
結を見なかつた程の暖多であつたとい
うことでもあります。にも拘わらず今日
只今のこの状況はどうしたことであり
ましようか。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

私共はこの遺憾なる現状に鑑み、この
際更に決意を新たにして、關係國の一
段の御理解と勇断を懇請し、速かに引
揚を再開し、本年度引揚完了と留守家
族援護とに万全の努力を著うと共に、
政府に対しこれが目的完遂のために最
も有効適切な手段を速かに講ぜられ
んことを強く要望するものでありま
す。何とぞ滿場一致御賛同あらんこと
をお願い申上げる次第であります。

(拍手)
○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本決議案に賛成の諸君の起立を
請います。

(議員起立)
○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め
ます。よつて本決議案は全会一致を以
て可決せられました。

只今の決議に対し、吉田内閣総理大
臣より発言を求められました。吉田内
閣総理大臣。

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)
○國務大臣(吉田茂君) 只今の決議に
對して政府の所見を申述べます。

只今提案者の説明の中にありました
通り、今尙數十万の未帰還者があり、
又その留守家族がその帰還を一日も早
くと願つておるその心情については、
誠に同情に堪えないのであります。又
政府としても今日までこの未帰還者の
帰還が成るべく早くなるようにと最善
の努力を盡しておるのであります

が、今日に至るまでいつ送還せられる
かという点については的確を得てお
らないのは、誠に遺憾に堪えないので
あります。昨年の引揚も五月初めに再
開せられたのでありますから、本年
も遅くも五月には再開せらるるであろ
うと考えておるのでありますが、併し
今申し通り、未だ確報を得ておらな
いことは誠に残念に存じます。政府
としてはその帰還の促進をせしむるた
めにあらゆる努力を拂ひ、又關係國に
も要望をすることにおいては決して力
を惜しむものではないと存じますが、何
分今申すようなことで、ここに、いつ
幾日からどのくらいの数が帰還する
という点の確たる報告のできないこと
は、誠に遺憾と存じます。併しながら
今後とも一層努力を続ける考えであり
ます。尙、留守家族に對しても、でき
るだけのことを政府としてはいたす考
えであります。一應お答え申上げま
す。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第二、政府
に對する不正手段による支拂請求の防
止等に関する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)を議題と
いたします。先ず委員長の報告を求め
ます。大藏委員長櫻内辰郎君。

(審査報告書は都合により第二十
二号末尾に掲載)

政府に對する不正手段による支拂
請求の防止等に関する法律の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて國會法第八十三條により送付
する。

昭和二十四年四月十六日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 松平恒雄殿
政府に對する不正手段による支拂
請求の防止等に関する法律の一部
を改正する法律案
政府に對する不正手段による支
拂請求の防止等に関する法律の
一部を改正する法律

政府に對する不正手段による支拂
請求の防止等に関する法律(昭和二
十二年法律第七十一号)の一部を
次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。
四 予算決算及び會計令(昭和二
十二年勅令第六十五号)第七
章第一節から第三節までの規定
に従ひ一般競争入札又は指名競
争入札に付し、國が結んだ契約
により提供される物又は役務

第九條第二項中「第一号及び第二
号」を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律施行前に成立した契約
については、なお従前の例による。

【櫻内大臣閣下、拍手】

○櫻内大臣閣下 只今議題となりました「政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告をいたします。

去る四月二十二日より四月二十五日まで慎重に審議いたしました。質疑應答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。本法律案は、本年三月十日附総司令部からの日本國政府宛政府支出の節約に関する覚書に基づき、一般競争契約又は指名競争契約によるその契約額を公債として取扱得るよう改正せんとするものであります。即ち終戦処理費関係の政府支拂については、従前の原價計算主義による複雑な手続を廢止し、これを競争入札契約に改め、政府の算定せる予定價格の範圍内で落札する以上、その契約額を公債とみなしても別段政府支出の不当を來さないものと解しまして、政府支拂の促進並びにその節約を図ろうとする趣旨に外ならないのであります。さて本案審議に當り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、四月二十五日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

【議員起立】

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第三より第五までの請願、及び日程第六より第九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。商工委員長小畑哲夫君。

商工委員會請願審査報告書第一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第三百六十七号 炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願

第三百七十五号 愛知物公館設置に関する請願

設置に関する請願

第四百十二号 中小企業金融金庫設置等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月十四日
商工委員長 小畑 哲夫
参議院議長松平 恒雄殿
商工委員會請願特別報告第一号
炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願
第三百六十七号 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電機工業

会内 和田恒輔外二十一名提出
愛知物公館設置に関する請願
第三百七十五号 名古屋市中区大池町四ノ一社団法人名古屋商工會議所會頭 三輪常次郎提出

中小企業金融金庫設置等に関する請願
第四百十二号 東京都中央区日本橋二ノ四日本絹人絹織物同業會内 岸加八郎外五十一名提出
右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年四月十四日
商工委員長 小畑 哲夫
参議院議長松平 恒雄殿

意見書案
炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電機工業會内 和田恒輔外二十一名提出
右の請願は、石炭増産が國家的超重点産業に取り上げられ、炭鉱國家管理等の非常措置が講ぜられた情勢に於て、炭鉱機械業者は、他需要部内への機械の納入を抑制し、全力を挙げて炭鉱機械の増産促進に努力してきたのである。しかるに、九原則の発表により設備資金融資計画が中断されたため、業者は未回収代金に圧迫され、企業は収支面は破たんをきたして下請業者及び資材購入先等への未拂加重のため破産にひんする現狀であるから、九原則の適用は過去の契約に基く納品代未拂額完済後とすること、昭和二十四年度において、発註、資材、資金の三者が一貫

するよう裏付けを有する計画を樹てること、その他につき特別の措置をとられたこと、の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
愛知物公館設置に関する請願
請願者 名古屋市中区大池町四ノ一社団法人名古屋商工會議所會頭 三輪常次郎提出
右の請願は、愛知物公館の相懸及び不足並びに技術の低下等のため諸外國に立ち打つての出来ない実情にある。しかして物研究指導機關に併り共同作業場を設置して、物に関するあらゆる科学技術、工程管理、作業能率、原價計算等を行つて人材を具えることが必要であつて、從來獨立した研究所または實驗室は、學理の研究に没入して研究成果の實用化を欠くところが多く、しかも物業は小規模業者の多いため各目的研究機關を持つことは不可能であるから、わが國の物業振興の推進機關として中小企業強化向上を図るため、物公共同施設である愛知物公館を設置せられたこと、の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
中小企業金融金庫設置等に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋二ノ四日本絹人絹織物同業會内

岸加八郎外五十一名提出
右の請願は、中小企業に對する融資は刻下の急務であるから、生産と資金面とを結び付け計画性を樹立し、復元廢止後は中小企業金融金庫を設置して融資面に万全を期せられ、又中小企業に對する徴税は過重であるからこれを緩和せられ、勤勞所得税の控除額の例を中小企業者にも適用するよう改正められ、更に労働基準法を改正して就業時間に弾力性を與えられたこと、の趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ひ、よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

商工委員會陳情審査報告書第一号
一議院の會議に付するを要するもの。
第三十三号 中小企業診断制度実施に関する陳情
第五十一号 中小工業振興に関する陳情
第七十七号 中小企業金融特殊機關設置に関する陳情
第八十二号 中小企業の資金わく増加等に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十四年四月十四日
商工委員長 小畑 哲夫
参議院議長松平 恒雄殿
商工委員會陳情特別報告第一号
中小企業診断制度実施に関する陳情
第三十三号 東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京商工會議所會頭 高橋龍太郎提出
中小工業振興に関する陳情
第五十一号 大阪府知事 赤間文三提出

意見書案
炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電機工業會内 和田恒輔外二十一名提出
右の請願は、石炭増産が國家的超重点産業に取り上げられ、炭鉱國家管理等の非常措置が講ぜられた情勢に於て、炭鉱機械業者は、他需要部内への機械の納入を抑制し、全力を挙げて炭鉱機械の増産促進に努力してきたのである。しかるに、九原則の発表により設備資金融資計画が中断されたため、業者は未回収代金に圧迫され、企業は収支面は破たんをきたして下請業者及び資材購入先等への未拂加重のため破産にひんする現狀であるから、九原則の適用は過去の契約に基く納品代未拂額完済後とすること、昭和二十四年度において、発註、資材、資金の三者が一貫

意見書案
炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電機工業會内 和田恒輔外二十一名提出
右の請願は、石炭増産が國家的超重点産業に取り上げられ、炭鉱國家管理等の非常措置が講ぜられた情勢に於て、炭鉱機械業者は、他需要部内への機械の納入を抑制し、全力を挙げて炭鉱機械の増産促進に努力してきたのである。しかるに、九原則の発表により設備資金融資計画が中断されたため、業者は未回収代金に圧迫され、企業は収支面は破たんをきたして下請業者及び資材購入先等への未拂加重のため破産にひんする現狀であるから、九原則の適用は過去の契約に基く納品代未拂額完済後とすること、昭和二十四年度において、発註、資材、資金の三者が一貫

意見書案
炭鉱向け機械代金支拂促進に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ三日本電機工業會内 和田恒輔外二十一名提出
右の請願は、石炭増産が國家的超重点産業に取り上げられ、炭鉱國家管理等の非常措置が講ぜられた情勢に於て、炭鉱機械業者は、他需要部内への機械の納入を抑制し、全力を挙げて炭鉱機械の増産促進に努力してきたのである。しかるに、九原則の発表により設備資金融資計画が中断されたため、業者は未回収代金に圧迫され、企業は収支面は破たんをきたして下請業者及び資材購入先等への未拂加重のため破産にひんする現狀であるから、九原則の適用は過去の契約に基く納品代未拂額完済後とすること、昭和二十四年度において、発註、資材、資金の三者が一貫

